

付編 南海トラフ地震防災対策推進計画

<目次>

第1章 総則

第1節 推進計画の目的……………1
第2節 地震発生時における防災関係機関の応急対策業務の大綱……………2

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報について……………3
第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
第3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
第2節 南海トラフ地震臨時情報等の伝達系統……………4
第1 伝達情報及び系統
第2 伝達事項
第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応……………5
第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時の対応……………6
第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
第5節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の対応……………8
第1 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

第3章 南海トラフ地震予防・応急対策

第1節 予防・応急対策……………9

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域である本市において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ地震対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 地震発生時における防災関係機関の応急対策業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編「総則」第4節「防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1節 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された気象庁マグニチュード6.8以上の地震が発生、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等に、大規模地震発生との関連性について調査を開始又は調査を継続している旨を知らせる南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価された場合に発表する。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表する。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

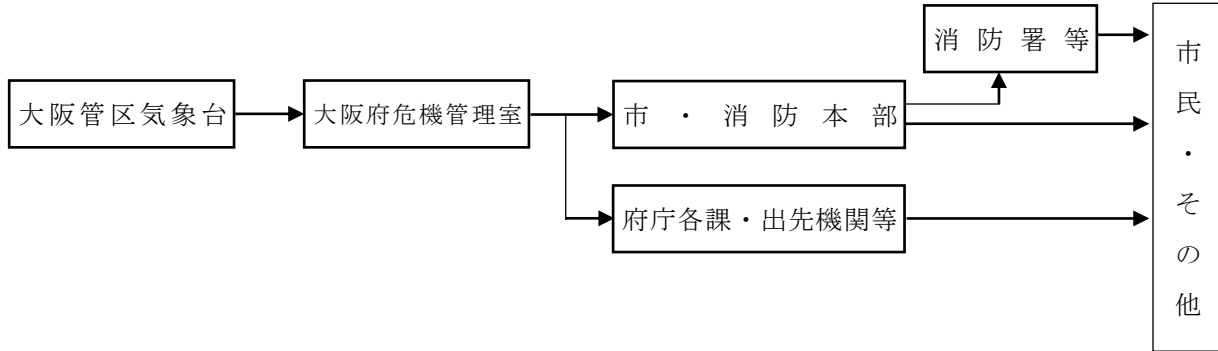
上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表する。

※ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

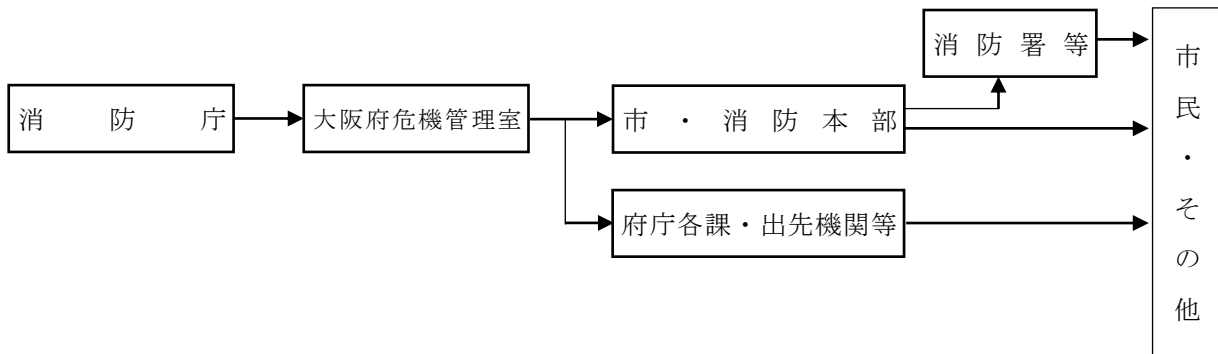
第2節 南海トラフ地震臨時情報等の伝達系統

第1 伝達情報及び系統

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



第2 伝達事項

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- 2 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応

危機管理担当部長級職員が指名した防災危機管理課職員は、府等との情報共有や地震情報の収集を行い、適宜、危機管理担当部長級職員に報告を行う。また、府へ配備状況を報告する。

危機管理担当部長級職員は、必要に応じて、その内容を庁内で共有する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒・巨大地震注意)発表時の対応

市、府及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生したときは、南海トラフ地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価されたことを踏まえ、次のとおり市民等へ呼びかけを行うとともに、必要な措置を講じる。

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。

1 市の対応

- (1) 危機管理担当部長級職員は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合であって、本市で観測された震度が災害対策本部の設置基準に該当しなかった場合は、防災対策会議を開催する。
- (2) 防災対策会議の構成員は、3役及び部長級職員とする。
- (3) 防災対策会議の開催場所は、市役所庁舎本館3階秘書課内会議室とし、配席は平常時の部長会議の配席に準じる。
- (4) 防災対策会議の庶務は、防災危機管理課が処理する。
- (5) 防災対策会議では、次の①から④に掲げる事項を共有・決定する。
 - ① 発生した地震に関する情報の共有
 - ② 南海トラフ地震臨時情報の発表状況の共有
 - ③ 市の配備体制及び対応の共有・決定
 - ④ その他、南海トラフ地震対策に必要な事項に関することの共有・決定
- (6) 防災危機管理課は、防災対策会議で共有・決定した事項を電子メールで庁内及び市議会に周知するとともに、市ホームページ及び市公式LINE等により市民等へ周知する。
また、府への配備状況の報告を行う。

2 勤務時間外における留意事項

職員は、自身が動員配備されなかった場合であっても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されているときは、退庁後も連絡の取れる体制を確保する。

3 各部の措置

「1 (5) ③」に示す市の対応は、次の①から⑨に示す措置を基本として、防災対策会議で決定する。

- ① 出張の抑制
- ② 公用車の使用抑制
- ③ 各所管施設の火気使用の制限及び危険物品等の整理
- ④ 各所管施設の巡回点検
- ⑤ 資機材等の点検、確保
- ⑥ 地域防災計画及び各種防災マニュアル等の確認
- ⑦ 地震に関する情報の収集
- ⑧ 市民等への呼びかけの実施

⑨ その他、地震の発生の備えるために必要な措置

4 市民等への呼びかけの実施

防災危機管理課は、「3⑧」に示す市民等への呼びかけについては、府が作成する「南海トラフ地震臨時情報への対応（呼びかけ内容等）に関するガイドライン」に基づき、以下の情報を基本として、市ホームページ及び市公式LINE等で行う。

(1) 日頃からの地震の備えの再確認

- ① 安全な避難場所・避難経路の確認
- ② 家具の固定（L字金具・家具転倒防止板等）
- ③ 家族との連絡手段の確認
- ④ 非常食等の備蓄の確認

(2) 臨時情報発表に伴う特別な備え

- ① 就寝時に非常用持出し品や靴等を枕元に置き、すぐに逃げられる体制を常時維持すること。
- ② 非常用持出し品を常時携帯すること。
- ③ 旅行、帰省等、外出先の情報を確認すること。

(3) その他 注意事項

- ① 国、府、市等の公式な情報源からの情報を確認し、偽・誤情報に惑わされないようにすること。
- ② 過度な買いだめ、買い急ぎを自粛すること。

(4) 事業者等が取るべき対応

- ① すぐに避難できるよう避難場所、避難経路、避難誘導手順の再確認を徹底すること。
- ② 従業員や利用者等へ正確・迅速な情報伝達を行うこと。

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるモーメントマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でモーメントマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され1週間経過した後の1週間、「1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合」と同様の措置等を行った上で、社会経済活動を継続する。

第5節 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)発表時の対応

第1 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合

- 1 危機管理担当部長級職員は、南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表されたときは、配備体制を解除する。
- 2 防災危機管理課は、南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表されたときは、その旨を電子メールで庁内及び市議会に通知するとともに、市ホームページ及び市公式LINE等により、市民等に周知する。また、府へ配備状況を報告する。

第3章 南海トラフ地震予防・応急対策

第1節 予防・応急対策

市は、次の1～4に示す事項を第2編「災害予防計画」又は第3編「地震災害応急対策計画」に基づき、推進する。

- 1 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」で定めるものの整備に関する事項
- 2 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- 3 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- 4 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項